

社援保発0425第9号
平成26年4月25日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

生活保護法の一部改正に伴う指定助産機関及び指定施術機関の指定事務
に係る留意事項等について

生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号。以下「改正法」という。）については、平成25年12月13日に公布され、生活保護法施行令（昭和25年政令第148号。以下「施行令」という。）及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下「規則」という。）並びに「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。）等についても所要の改正を行い、平成26年7月1日より施行することとしている。

今般、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」といい、改正前の法を「旧法」、改正後の法を「新法」という。）、施行令及び規則を踏まえ、指定助産機関及び指定施術機関の指定事務に関する留意事項等について下記のとおり整理したので、御了知の上、関係団体等に周知し協力するとともに、関係機関とも連携を図りながら、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正法における指定助産機関制度及び指定施術機関制度の見直し

旧法では、法による出産扶助のための助産を担当する助産師（以下「指定助産機関」という。）又は法による医療扶助のための施術を担当するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師（以下「指定施術機関」という。）の指定及び指定取消しについて、具体的な要件が規定されておらず、不適正な助産機関や施術機関への対応が十分行われる環境にあるとは言いがたい状況にある。

このため、新法では、医療機関の指定制度に係る規定を準用し、指定助産機関制度及び指定施術機関制度についても見直しを行っているが、その内容は主に次のとおりである。

(1) 指定助産機関又は指定施術機関の指定要件及び指定取消要件の明確化

ア 指定の要件

新法第55条第2項において読み替えて準用する新法第49条の2第2項各号(欠格事由)(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)のいずれかに該当するときは、都道府県知事(指定都市市長及び中核市市長を含む。以下同じ。)は指定助産機関又は指定施術機関の指定をしてはならないものとしたこと。また、新法第55条第2項において読み替えて準用する新法第49条の2第3項各号(指定除外要件)のいずれかに該当するときは、都道府県知事は指定助産機関又は指定施術機関の指定をしないことができるものとしたこと。

(欠格事由の例)

- ・申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・申請者が、指定助産機関又は指定施術機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- ・申請者が、指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(指定除外要件の例)

- ・被保護者の助産又は施術について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

イ 指定の取消要件

指定助産機関又は指定施術機関が、新法第55条第2項において読み替えて準用する新法第51条第2項各号(第4号、第6号ただし書及び第10号を除く。)のいずれかに該当するときは、都道府県知事は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとしたこと。

(取消要件の例)

- ・指定助産機関又は指定施術機関が、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- ・指定助産機関又は指定施術機関が、不正の手段により指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けたとき。

(2) 不適切な事案等への対応の強化

ア 過去の不正事案への対応

旧法では対象となっていない指定助産機関又は指定施術機関であった者についても、都道府県知事は、必要と認める事項の報告若しくは助産録等の提出を命じ、又は当該職員に、実地に検査等させることができるものとしたこと。(新法第55条第2項において読み替えて準用する新法第54条関係)

イ 不正利得の徴収金

偽りその他不正な手段により助産又は施術の給付に要する費用の支払を受けた指定助産機関又は指定施術機関があるときは、都道府県知事又は市町村長は、当該指定助産機関又は指定施術機関から、その返還させるべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるものとしたこと。（新法第78条第2項関係）

ウ 指定助産機関及び指定施術機関への指導体制の強化

指定助産機関及び指定施術機関に対する指導等の実施に当たっては、都道府県知事が指定した指定助産機関又は指定施術機関については、一義的には指定権者である都道府県知事が行うべきものであるが、一部の指定助産機関又は指定施術機関における不適切な事案に効率的・効果的に対処できるよう、都道府県知事が指定した指定助産機関又は指定施術機関への報告等について、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が判断した場合には、厚生労働大臣も実施できるものとしたこと。（新法第55条第2項において読み替えて準用する新法第84条の4関係）

2 改正法の施行に伴う指定事務に係る留意事項

(1) 指定助産機関及び指定施術機関に対する新法の内容の周知徹底

都道府県（指定都市市長及び中核市長を含む。以下同じ。）は、管内の指定助産機関及び指定施術機関に対して、上記1に掲げる指定助産機関制度及び指定施術機関制度の見直しに関する事項並びに下記に掲げる施行に伴う指定事務に関する事項についてあらかじめ周知を行うとともに、円滑な施行が図られるよう協力を求めること。

ア 新法による医療扶助のための施術を担当させる施術機関については、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師に加え、はり師及びきゅう師についても、都道府県知事が指定するものとしたこと。（新法第55条第1項関係）

イ 旧法の指定を受けている助産師、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師は、施行日において新法第55条第1項の規定による指定を受けたものとみなされるものとしたこと。（改正法附則第7条関係）

また、指定助産機関及び指定施術機関については、施行日から1年以内の申請や6年毎の更新は要しないものであること。

ウ 一方、旧法では運営要領の規定により施術（はり・きゅう）を担当するはり師及びきゅう師として登録されている者が、施行日後においても新法の規定による施術（はり・きゅう）を引き続き担う場合には、新たに新法第55条第1項の規定による指定を受ける必要があること。

エ また、法改正に伴い運営要領についても見直しを行い、「協定書（はり・きゅう）」は他の施術（あん摩マッサージ指圧、柔道整復）の協定書と統合し、「はり・きゅう給付の担当規程」及び「はり・きゅう給付の施術方針」は廃止することとしている。

オ 改正法による新規の指定の申請を受けようとする者（はり師及びきゅう師が上記ウにより指定を申請する場合も含む。）は、新法の規定の例により、施行日前においてもその申請をすることができるものとしたこと。（改正法附則第8条関係）

(2) はり師及びきゅう師に対する指定申請書類の送付

改正後の規則第 10 条の 8 において、指定の申請を受けようとする助産師又は施術者（はり師及びきゅう師が上記（1）のウにより指定を申請する場合も含む。）は、氏名、生年月日及び住所、新法に規定する指定の欠格事由に該当しないことの誓約等の事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出することとしている。

そのため、都道府県は、特に上記（1）のウに記載しているはり師及びきゅう師に係る指定の申請が円滑に行われるよう、別添の様式例を参考に改正後の規則第 10 条の 8 の規定する申請書又は誓約書等の様式を作成し、運営要領の規定による「はり・きゅう師登録簿」に登録されている管内のはり師及びきゅう師に対し上記（1）の周知と併せ、送付すること。

（3）はり師及びきゅう師に係る新法第 55 条第 1 項の規定による指定状況の確認等

ア 都道府県は、上記（1）のウに記載している管内のはり師及びきゅう師に係る指定の状況について、常時、管理すること。

イ 特に、当該施術を担当するはり師又はきゅう師が施行日において改正法の規定による指定を受けていない場合には、施行日前より継続して行われている施術（はり・きゅう）を行うことはできないので、当該施術が中断されることのないよう十分注意すること。

このため、施行日前より継続して行われている施術を担当するはり師又はきゅう師に対しては、改正法附則第 8 条の規定による施行日前の申請を促し、必要に応じて、申請手続の進捗状況の確認等を行うこと。

ウ なお、改正法第 55 条の 3 第 1 号の規定による告示について、上記（1）のウによる指定をしたときは必要であるが、（1）のイによる指定をしたときは不要であること。

別添様式例（申請書）

生活保護法指定 助産機関・施術機関 指定申請書

氏名	(フリガナ)	
生年月日	年 月 日	
住所	〒 - Tel () -	
開設している(勤務している)助産所又は施術所の名称	名 称	(フリガナ)
開設している(勤務している)助産所又は施術所の所在地	所在地	〒 - Tel () -
業務の種類	助産・あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復	

上記のとおり申請します。

平成 年 月 日

(申請先)

〇 〇 知 事(市 長) 〒 -
住 所

申請者 Tel () -

氏 名

印

注意事項

- 1 この書類は、都道府県知事(市長)に直接に、又は所在地を管轄する福祉事務所を
経由して提出してください。
- 2 免許証の写しを添付してください。
- 3 貴機関が指定された場合には、県(市)告示により公示するほか、指定通知書により
通知します。

記載要領

- 1 「氏名」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の氏名を記載してください。
- 2 「生年月日」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の生年月日を記載してくださ
い。
- 3 「住所」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の住所を記載してください。
- 4 「業務の種類」は、該当するものを○で囲んでください。

別添様式例（誓約書）

生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号（第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。）に該当しない旨の誓約書

〇 〇 知 事 殿

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号（第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。

住所（所在地）

氏 名

印

（誓約項目）

生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号（第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。）の規定関係

1 第 2 項第 2 号関係

指定を受けようとする助産師又は施術者（以下「申請者」という。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。

2 第 2 項第 3 号関係

申請者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定（※）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- 2 あん摩マツサーズ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）
- 3 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）
- 4 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）
- 5 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）
- 6 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）
- 7 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）
- 8 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- 9 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）
- 11 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- 12 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）
- 13 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）
- 14 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- 15 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）
- 16 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）
- 18 義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）
- 19 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- 20 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）
- 21 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
- 24 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）

3 第2項第4号関係

申請者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であること。

4 第2項第5号関係

申請者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

5 第2項第6号関係

申請者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

6 第2項第8号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の助産又は施術に関し不正又は著しく不当な行為をした者であること。